

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年7月3日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること  
注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：東ティモール 担当：農村開発部  
案件名：農業マスタープラン・灌漑開発計画策定プロジェクト

1 契約予定期間：2013年9月中旬～2015年5月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における農業/灌漑開発に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス(予定)

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年7月17日から2013年7月19日17:00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。(冒頭留意事項2.参照)
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年7月17日から2013年7月22日23:59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年8月9日12:00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 8月下旬
- (5) 契約交渉 : 8月下旬～9月上旬

5 業務の目的

東ティモール国(以下「東ティ」国)において農業は労働従事者の80%以上が従事している産業であり、その生産額は石油を除くGDPの30%前後、石油を除く輸出の90%を占める重要な産業である。「東ティ」国政府では戦略開発計画(Strategic Development Plan 2011-2030、以下「SDP」)において、農業セクターを重点開発分野の一つとして位置づけ、2020年までの食糧自給達成(2010年の自給率は65.1%)、稲作の灌漑面積の増加、メイズの単位収量の増加等を目指して掲げているが、それらはビジョンを示すのみで、低い農業生産性・生産量等の課題解決も含めて、目標達成のための具体的な計画が示されていない。「東ティ」国政府の農業セクター政策を担当する農業水産省(Ministry of Agriculture and Fisheries、以下「MAF」)においても、2012年9月にMAF戦略計画(2014-2020)が策定され、「MAF中期開発/投資計画2014-2018」案が現在検討されているものの、いずれも具体的な実行計画が不明瞭な内容となっている。このため、農業セクターへは、重点開発分野とされながらも、国家予算の数%が配分されているに過ぎない。SDPの目標を具現化するためには、農業セクターにおける中期的かつ具体的な開発計画を策定し、必要な予算・人材を確保する必要があるが、MAFの計画策定能力の不足、開発計画策定のための基礎情報の未整備等により、MAF独自での中期開発計画策定は困難な状況にある。

本業務は、「東ティ」国のSDPにおける農業セクターの目標として設定されている、食糧自給を達成していくための道筋を示す農業マスタープランと、灌漑事業地区インベントリー作成及び具体的な優先プロジェクトの提案までを含む灌漑開発計画の作成を行うとともに、カウンターパート(以下「C/P」)機関の農業セクター開発計画策定に係る能力強化を目的に実施する。

6 業務の範囲及び内容

- (1) 業務対象地域  
「東ティ」国全国(13県)を対象に実施する。
- (2) 相手国実施機関  
ア MAF政策計画局(NDPP: National Directorate for Policy and Planning)  
イ MAF灌漑水管理局(NDIWM: National Directorate for Irrigation and Water Management)  
ウ MAF農業園芸局(NDAH: National Directorate for Agriculture and Horticulture)
- (3) 業務内容  
ア 農業分野の現況把握・分析  
ア 国家政策、開発計画、投資計画  
イ 社会経済状況  
ウ 自然状況  
エ 土地利用計画  
オ 農業分野の概観  
カ 農業経済、収穫後処理、流通  
キ 灌漑・農村インフラ  
ク 農業支援体制  
ケ 農業開発に関わる人的リソース

(コ) 環境社会配慮

イ 農業マスタープランの作成

- (ア) 農業分野における開発ポテンシャルと開発ニーズ分析
- (イ) SDP農業セクター及び関連計画における設定目標の検証と達成状況の整理
- (ウ) 農業分野における開発上の阻害要因分析
- (エ) 開発方針/開発計画の作成

ウ 灌漑事業地区インベントリー調査

- (ア) 灌漑事業地区インベントリーの調査項目の選定
- (イ) 調査計画の作成
- (ウ) 既存データの収集・整理
- (エ) 現地調査(現地踏査、地方行政機関へのヒアリングを基本とする)によるデータ収集・整理
- (オ) 灌漑事業地区インベントリーの作成
- (カ) 灌漑ポテンシャル地区の情報収集

エ 河川観測調査

オ 灌漑開発計画策定に係る調査計画の策定等

- (ア) 優先事業計画の選定
- (イ) 優先事業計画の調査計画(自然条件調査、農家社会経済調査)の策定

カ 灌漑開発計画の作成

- (ア) 自然条件調査の実施
- (イ) 農家経済調査の実施
- (ウ) 優先事業計画の作成
- (エ) アクションプランの作成(2020年を目標年次とする。)
- (オ) 開発計画作成・設計ガイドラインの作成

キ 環境社会配慮審査の実施

- (ア) 戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討及び優先事業の環境社会影響項目のスコーピング
- (イ) 重要な環境社会影響項目の予測・評価、及び緩和策、モニタリング計画案の作成

ク セミナー・ワークショップの開催

7 成果品等

- (1) インセプションレポート (2013年 9月下旬)
- (2) インテリムレポート (2014年 6月下旬)
- (3) ドラフトファイナルレポート (2015年 2月下旬)
- (4) ファイナルレポート (2015年 4月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/農業・農村開発計画(評価対象予定者)
- (2) 水資源計画/灌漑排水計画(評価対象予定者)
- (3) 灌漑施設維持管理
- (4) 経済分析/農業経済
- (5) 土地利用/農村社会
- (6) 土壌/作物栽培
- (7) 収穫後処理
- (8) 環境社会配慮
- (9) 灌漑事業設計・積算

9 特記事項

- ・2012年5月に詳細計画策定調査実施済み
- ・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のものでありますので詳細については変更される場合もあります。